

令和7年度上津クリーンセンター 月例検査等及び機能検査業務仕様書

久留米市環境部

令和7年度上津クリーンセンター 月例検査等及び機能検査業務仕様書

1. 目 的

月例検査及び機能検査は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5第1項14号」の規定により、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質検査等を行い、施設の機能を維持することを目的とする。

2. 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日までとする。

3. 月例検査

(1) 検査日時

市より指定する。

(2) 検査内容

①排ガス

【項 目】 ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物

【測定方法】 大気汚染防止法施行規則に掲げる測定方法

【採取場所】 煙突採取孔

【測定回数】 ばいじん（11回／年）硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物（5回／年）

②ごみ質

【項 目】

・ {物理組成6種} ①紙・布類 ②木・竹類 ③ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類
④厨芥類 ⑤不燃物類 ⑥その他

・ {三成分} ①灰分 ②水分 ③可燃分

・ {発熱量}

【測定方法】 昭和52年11月4日環整第95号に準ずる。

【採取場所】 ホッパーステージ上

【測定回数】 5回／年

③熱灼減量

【項 目】 熱灼減量、水分、大型不燃物量

【測定方法】 昭和52年11月4日環整第95号に準ずる。

【測定場所】 灰ピットからクレーンにより採取又は、灰押出機より採取

【測定回数】 11回／年

④再利用水水質検査(1)

【一般項目】 PH, BOD, COD, SS, 大腸菌群

【測定方法】 昭和49年9月30日環境庁告示第64号の規定による方法。

【測定場所】 排水処理設備

【測定回数】 6回／年

⑤再利用水水質検査(2)

【有害項目】 カドミウム及びその化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、
水銀及びアルキル水銀、その他の水銀化合物

【測定方法】 昭和49年9月30日環境庁告示第64号の規定による方法。

【測定場所】 排水処理設備

【測定回数】 1回／年

⑥悪臭検査

【項 目】 硫化水素、メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アンモニア
トリメチルアミン、アセトアルデヒド、スチレン

※調査時の天候、気温、湿度、風向、風速のデータを報告書に記載すること。

【測定方法】 昭和47年9月30日環境庁告示第9号の別表による方法。

【測定場所】 上津クリーンセンター場内

【測定回数】 1回／年 ※夏季頃

4. 特別検査

(1) 検査日時

市より指定する。

(2) 検査内容

①排ガス

【項 目】 排出ガス量（乾き）（ $\text{m}^3\text{N/h}$ ）、酸素濃度（%）、水分（%）、
ばいじん（ $\text{m}^3\text{N/h}$ ）、硫黄酸化物（ $\text{m}^3\text{N/h}$ ）、窒素酸化物（ppm）

【測定方法】 大気汚染防止法施行規則に掲げる測定方法

【採取場所】 1箇所（予備ボイラー採取孔）

【測定回数】 1回／年

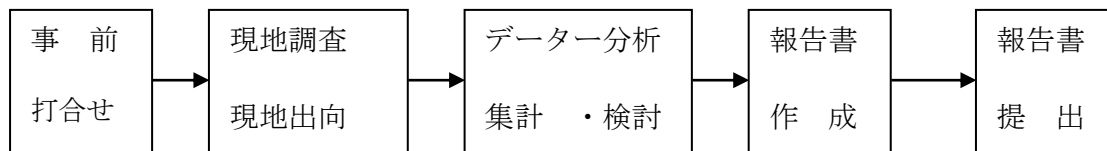
5. 機能検査

(1) 検査日時

市より指定する。

(2) 検査の進め方

上津クリーンセンターで検査用試料のサンプリング、資料調査を実施する。



(3) 検査項目

①施設の概要調査

施設の概要、処理工程等について調査する。

②排ガス分析

【項 目】 ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物

【測定方法】 大気汚染防止法施行規則に掲げる測定方法

【採取場所】 月例検査に準ずる。ただし、ばいじんのみ煙突採取孔及び除去装置入口。

【測定回数】 1回／年（ばいじんのみ2検体）

③ごみ質分析

【項 目】 月例検査に準ずる。

【測定方法】 月例検査に準ずる。

【採取場所】 月例検査に準ずる。

【測定回数】 1回／年

④熱灼減量分析

【項 目】 月例検査に準ずる。

【測定方法】 月例検査に準ずる。

【測定場所】 月例検査に準ずる。

【測定回数】 1回／年（午前・午後各1回の2検体）

⑤維持管理の状況調査

{運転実績}：月別の搬入量、焼却量、焼却残渣量及び電力、水、燃料、薬品使用量等の運転実績を調査する。

{作業等の状況}：受入、供給、焼却、灰出し、通風等の工程ごとに日常の作業状況及び運転記録等を調査する。

{ごみ質等検査状況}：ごみ質、焼却残渣、排ガス、排水等に関する検査の状況について調査する。

⑥処理機能の状況調査

ア ごみ質等検査

施設の処理機能の把握と基準値との適合性を見るために以下の項目について検査する。

（ごみ質）：発熱量、三成分、物理組成等

（焼却残渣）：熱灼減量等

（排ガス）：ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、温度

イ 処理条件と処理効果

各処理工程別（受入、供給工程、燃烧行程、排ガス処理工程、排水処理工程等）の処理工程

から処理機能を把握し、設計基準と比較し検討する。

(4) 検査結果のまとめ

各調査及び検査結果を総合的にまとめ評価するとともに、必要に応じ改善点を指摘する。

6. 報告書の提出

(1) 月例検査及び特別検査については、試料採取日より起算して30日以内とする。

(2) 様式 月例検査・特別検査：A4版 機能検査：A4版簡易製本（20部）

7. 暴力団排除に関する事項

受注者は、当該業務に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。

(3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

8. 業務遂行上の安全確保及び遵守事項について

(1) 業務遂行上において、安全確保のため、保護具等を装備、着用すること。

(2) 受注者は、業務遂行に当たっては、その精度を高めるため最大限の努力を払い、業務の目的を十分に達成する成果品を提出しなければならない。

(3) 本仕様書に明示されない事項又は疑義を生じた場合は、協議の上決定する。